

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年8月2日
【事業年度】	第108期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
【会社名】	アマノ株式会社
【英訳名】	Amano Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山 崎 学
【本店の所在の場所】	横浜市港北区大豆戸町275番地
【電話番号】	(045)401-1441番
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員経営企画本部長 井 原 邦 弘
【最寄りの連絡場所】	横浜市港北区大豆戸町275番地
【電話番号】	(045)401-1441番
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員経営企画本部長 井 原 邦 弘
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2024年6月27日に提出いたしました第108期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）有価証券報告書に添付しております「独立監査法人の監査報告書及び内部統制監査報告書」及び「独立監査人の監査報告書」の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

2024年6月27日付 独立監査法人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年6月27日付 独立監査人の監査報告書

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

（訂正前）

（省略）

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、アマノ株式会社の2023年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、アマノ株式会社が2024年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

（省略）

（訂正後）

（省略）

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、アマノ株式会社の2024年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、アマノ株式会社が2024年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

（省略）

独立監査人の監査報告書

(訂正前)

(省略)

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアマノ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第107期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アマノ株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

(省略)

(訂正後)

(省略)

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアマノ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第108期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アマノ株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

(省略)